

農業経営基盤の強化の促進に関する  
基 本 的 な 構 想

令和5年度

大 津 町

# 目 次

第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標	4
1. 現状と課題	4
2. 農地流動化の現状	4
3. 効率的かつ安定的な農業経営の育成	4
4. 農業経営基盤強化促進事業及びその他の措置	4
5. 指導・研修	6
6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	6
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	7
1. 個別経営体	
〔家族経営〕	9
水稻（主食用米、飼料用米等）+麦+大豆（+受託）	9
かんしょ+水稻	9
にんじん（冬・春）+水稻	10
葉たばこ+水稻	10
ショウガ	10
茶	11
アスパラガス+水稻	11
イチゴ	11
トルコギキョウ	12
宿根カスミソウ+水稻	12
肉用牛繁殖	13
〔法人経営〕	14
水稻（主食用米+飼料用米等）+麦+大豆（+受託）	14
にんじん+水稻	14
酪農	15
肉用牛	15
肉用牛	15
養豚	15
2. 協業経営体	
〔法人経営〕	16
水稻（主食用米+飼料用米等）+麦+大豆（+受託）	16
〔大規模法人経営（広域農場）〕	16
水稻（主食用米+飼料用米等）+麦+大豆（+受託）	16
水稻（主食用米+飼料用米等）+麦+大豆（+受託）+高収益作物（たまねぎ）	17
第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	17
農業経営の指標	18
水稻+麦+大豆	18
かんしょ	19
しょうが	19
にんじん（冬・春）+水稻	20
アスパラガス	20
イチゴ	21

肉用牛繁殖	21
第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	22
1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方	22
2. 大津町が主体的に行う取組	22
3. 関係機関との連携・役割分担の考え方	22
4. 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	22
第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	23
1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	23
2. その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	23
第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	24
1. 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	25
2. 利用権設定等促進事業に関する事項	25
3. 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項	30
4. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業実施の基準に関する事項	31
5. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	33
6. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	33
7. 施設型農業の育成に関する事項	34
8. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	34
9. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	35
第7 その他	36
別紙1 (第5の1 (1) ⑥関係)	37
別紙2 (第5の1 (2) 関係)	38

# 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

## 1 現状と課題

大津町は、九州のほぼ中央にあり、熊本市の東方19km、阿蘇山との中間に位置し、阿蘇外輪山西部に連なる広大な山林原野地帯と、それより緩やかな傾斜をなして広がる北部畑地帯、阿蘇山を源として東西に貫流する白川の流れによって南部平野は豊かな水田地帯を形成している。その水田地帯は米麦を主体とし、畑作地帯では露地野菜を主体とする農業生産が展開されてきたが、近年、経営の発展を図るために、水田地帯においては、カントリーエレベーターの改修や土地基盤整備の進捗に合わせて大型共同利用機械の導入による作業体系と作業受委託が定着しつつあり、畑作地帯においては青果用のかんしょ・にんじんを中心とした産地銘柄の露地野菜の生産が盛んになってきた。また、施設型農業については、規模拡大が進み、機械化・省力化技術の導入などにより、一定の所得を確保している。

今後、水田地帯においては、生産組織を中心とした組織的な農業を進めるとともに、畑作地帯では、高品質、高収益の作目の産地化を図り、施設型農業においては機械化省力化技術の導入、機械の共同利用をさらに図るとともに作業環境の改善を図る。また中核農家による経営規模拡大を推進し、生産量の拡大と農作業の効率化により農地の有効利用を図るとともに、生産性向上を図るために農作業の受委託による農地の流動化を推進する。

また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地を確保することを基本として、農業振興地域整備計画に即した農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

## 2 農地流動化の現状

大津町の農業構造については、昭和51年の大企業の進出により工業化が進み、恒常的勤務による安定的兼業農家が増加した。また、熊本中核工業団地の立地により、兼業化が一層加速した事によって土地利用型農業を中心として、農業の担い手不足が深刻化している。こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

また、SDGsを重視する国内外の動きを見据えて農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」への対応も進める必要がある。

## 3 効率的かつ安定的な農業経営の育成

大津町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、大津町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たり概ね400万円以上（個別経営体で家族経営の場合、1経営体当たり概ね800万円以上）、年間労働時間（1従事者当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことをめざす。また、災害等の緊急事態において円滑な事業復旧・継続を可能するために農業版BCP（事業継続計画書）の作成・活用を推進する。

## 4 農業経営基盤強化促進事業及びその他の措置

大津町は、将来の大津町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、大津町は、農業協同組合、熊本県畜産農業協同組合、熊本県県北広域本部農業普及・振興課等で組織する大津町農業振興推進会議（大津町担い手育成総合支援協議会）が主体となって農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進し、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の営農診断、営農改善方策の指示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行い、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。また、その際には農業経営相談所を活用し、経営マネジメントを磨き次世代の人材育成、経営規模拡大、多角化などを見据えた戦略的な農業経営を行う担い手を育成する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の貸し手と借り手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。また、施設型農業については、低コスト・高品質生産と調和を図りながら、機械化・省力化技術の導入、作業環境の改善、ピーク時期の作業の外部化等により、労働時間の短縮、労働強度の軽減など、就業条件の改善を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、集団的土地区画整理事業を推進し、土地利用調整を全町的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営の農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規程による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、熊本県県北広域本部農業普及・振興課の指導の下に、既存施設園芸の作型、品質の選定による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、土地利用型自立経営体の経営補完と兼業農家等の組織化を推進する上で重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

また、担い手が不足している地域の農用地利用改善団体にあっては、関係者の合意の下に、地域内農用地の受け手となり、その有効利用を図るために特定農業団体及び農地所有適格法人（特定農業法人）の設立を促進する。

さらに、大津町の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定の普及と農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化、法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業の参加・協力を促進する。

加えて、新たな地域農業の担い手の確保・育成の観点から、農業参入を希望する個人や法人については、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び大津町農業振興推進会議（大津町担い手育成総合支援協議会）

等の関係機関、関係団体と連携協力して、情報提供・技術指導等を行うこととする。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、大津町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした菊池台地農業用水利事業や土地基盤整備事業等の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

一方、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、当初計画の実践結果の点検・評価を支援する。その中で、当初計画を達成した者には、更なる向上に資するため、新たな計画の作成について支援を行い、当初計画を達成できなかつた者には、計画未達成の要因分析や課題の解決方法の検討を行い、これらを反映した新計画の作成について支援し、着実な再認定を推進する。

## 5 指導・研修

大津町は、大津町農業振興推進会議（大津町担い手育成総合支援協議会）において、熊本県県北広域本部農業普及・振興課等の協力を受けて、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、農業経営相談所を活用した経営相談や専門家による経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や法人化を含めた経営管理の合理化等の経営改善方策の指示等の重点的指導及び農業協同組合の研修会の開催等を行い、経営改善計画の目標達成を支援する。

また、儲かる農業として付加価値を付けた6次産業化などの経営の多角化・複合化の取り組みに積極的な支援を行っていく。

特に、大規模畜産をめざす農業経営が展開しつつあり、畜産環境問題についても適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、同指導チームの下に日本政策金融公庫熊本支店の参画を仰ぎつつ、農協の融資担当者等による資金計画に係る研修、濃密な指導を実施する。

また、稲作単一からの脱却を図ろうとする中山間の地区においては、新規の集約的作目導入を図るため、同指導チームによるマーケティング面の検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稻と組み合わせての複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

## 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

### （1）新規就農の現状

大津町の令和2年の新規就農者は7人であり、過去10年間ほぼ横ばいの状況となっているが、農産物の生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

### （2）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

（1）に掲げる状況を踏まえ、大津町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来

(農業経営開始から5年間)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

#### ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農者の確保・定着目標や熊本県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする

青年等の育成・確保目標年間600人(雇用就農者を含む新規就農者)を踏まえ、大津町においては年間7人の当該青年等の確保を目標とする。

#### イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

大津町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従業者一人当たり2,000時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(主たる従業者一人当たりの年間農業所得250万円程度)を目標とする。

### (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた大津町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保していくためには就農相談から就農・経営定着の段階まで決め細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については熊本県北広域本部農業普及・振興課や地域連携推進員、農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力を上げて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

将来、普及可能な革新的な技術の導入、望ましい作業環境やゆとりあるライフスタイルの確立も考慮して、第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に大津町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ大津町における主要な営農類型について、これを示すと次のとおりである。

指標の策定に当たっては、次の事項を前提としています。

目標年次・・・・・・・・令和11年(西暦2029年)

### 1. 個別経営体

#### ① 家族経営

農業経営の現状と他産業の所得や労働時間を踏まえ、将来目標とすべきモデル的な家族経営の経営パターンです。

ア 目標農業所得・・・・・・・・1従事者当たり概ね400万円以上  
1経営体当たり概ね800万円以上

イ 自家労働・・・・・・・・1経営当たり経営者を含めて従事者2~3名

ウ 雇用労働力・・・・・・・・ゆとりある経営を実現するために雇用を積極的に導入

エ 労働時間・・・・・・・・1従事者当たり年間2,000時間程度

#### ② 法人経営

家族経営の目標とすべき経営水準に達した経営体の次のステップとして規模拡大や経営の高度化に

による法人化の経営パターンです。

## 2. 協業経営体

複数の世帯が共同で出資し、生産から生産物の販売、収支決算、収益の配分に至るまでの経営を協業で行うモデル的な経営パターンです。

なお、組織運営体制が整った組織については、法人化や大規模法人化の経営を目指すこととする。

(注) 類型によっては、労働時間が2,000時間を越える場合もあるが、その場合は自家労働の延長または雇用労働で対応する。

## 1. 個別経営体

### [家族経営]

経営類型	経営規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 (主食用米、飼料用米等) + 麦 + 大豆 (+受託)	経営面積 田 1,600a 水稻 1,000a 麦 1,200a 大豆 600a	* 機械化一貫体系による作業の省力化 * ほ場の汎用化と団地化 * 疎植及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入 * 共同乾燥調製施設を利用	トラクター 2台 自脱型コンバイン 5条 1台 田植機 5条 1台 麦・大豆播種機 1台 乗用管理ビークル 1台 動力噴霧機 1台 堆肥散布機 1台 大豆コンバイン (生産組織) 育苗ハウス 500m <sup>2</sup>	* 簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 * 青色申告の実施 * 経営の体質強化のための自己資本の充実	* 家族経営協定の締結 * 休日制の導入 * 給料制の導入 * 農繁期の雇用の確保 * 労災保険等への加入 * 労働環境の快適化のための農作業環境の改善
かんしょ + 水稻	経営面積 畑 350a 田 150a かんしょ 350a 水稻 150a	* マルチ同時畝立て施肥 * 緑肥の鋤きこみ (ニューオーツ、大麦) * 天地返し * ウイルスフリー苗 * 青果用中心の推進	貯蔵庫 育苗ハウス トラクター 1台 畝立てマルチヤー 1台 動力噴霧機 1台 つる切り機 1台 研磨洗浄機 1台 選別機 1台	* 簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 * 青色申告の実施 * 経営の体質強化のための自己資本の充実	* 家族経営協定の締結 * 休日制の導入 * 給料制の導入 * 労災保険等への加入 * 労働環境の快適化のための農作業環境の改善 * 農繁期の雇用の確保

にんじん (冬・春) + 水稻	経営面積 畠 450a 田 150a 冬にんじん 200a 春にんじん 250a 水稻 150a	* トンネル栽培 * 雇用労働力の活用 (臨時雇用) * 農協共同選果場の 利用	トラクター 1台 動力噴霧機 1台 播種機 1台 収穫機 1台 洗浄機 1台 サブソイラー 1台 フロントローダー 1 台	* 簿記記帳等 の活用による 経営の自己分 析能力の向上 * 青色申告の 実施 * 経営の体質 強化のための 自己資本の充 実	* 家族経営協定 の締結 * 休日制の導入 * 給料制の導入 * 労災保険等へ の加入 * 労働環境の快 適化のための農 作業環境の改善 * 農繁期の雇用 の確保
経営類型	経営規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
葉たばこ + 水稻	経営面積 田 340a 葉たばこ 240a 水稻 140a 飼 料 用 米 200a	* 機械化体系による 大規模経営 * 高架型作業機によ る作業の効率化 * わき芽抑制剤の適 正使用 * 共同受委託乾燥施 設利用 * 水稻の基幹作業は 営農組織に委託 * 雇用労働力の活用 (臨時雇用)	堆肥散布機 (1台) 成畦被覆機 (1台) 高架型作業機 (1台) 乾燥施設 (共同) トラクター (1台)	* 簿記記帳等 の活用による 経営の自己分 析能力の向上 * 青色申告の 実施 * 経営の体質 強化のための 自己資本の充 実	* 家族経営協定 の締結 * 休日制の導入 * 給料制の導入 * 労災保険等へ の加入 * 労働環境の快 適化のための農 作業環境の改善 * 農繁期の雇用 の確保
ショウガ	経営面積 田 90 a ショウガ 6 0 a	* 根茎腐敗病発生防 止のため土壤消毒や 排水対策、客土、防 除を徹底	貯蔵庫 トラクター 1台 動力噴霧機 1台	* 簿記記帳等 の活用による 経営の自己分 析能力の向上 * 青色申告の 実施 * 経営の体質 強化のための 自己資本の充 実	* 家族経営協定 の締結 * 休日制の導入 * 給料制の導入 * 労災保険等へ の加入 * 労働環境の快 適化のための農 作業環境の改善 * 農繁期の雇用 の確保

茶	経営面積 [作付面積等] 茶 600a	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 乗用型茶園管理機の利用</li> <li>* 共販主体の家族経営</li> <li>* 荒茶加工施設の共同利用</li> <li>* 雇用労働力の活用 (臨時雇用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>荒茶加工施設 120K型2ライン</li> <li>乗用型摘採機 1台</li> <li>乗用型防除機 1台</li> <li>乗用型刈草機 共同1台</li> <li>防霜施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上</li> <li>* 青色申告の実施</li> <li>* 経営の体質強化のための自己資本の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 家族経営協定の締結</li> <li>* 休日制の導入</li> <li>* 給料制の導入</li> <li>* 労災保険等への加入</li> <li>* 農繁期の雇用の確保</li> <li>* 労働環境の快適化のための農作業環境の改善</li> </ul>
経営類型	経営規模	経営の特徴	主要資本設備	経営管理の方法	農業従事の態様等
アスパラ ガス + 水稻	経営面積 田 200a アスパラガス 50a 水稻 120a	<ul style="list-style-type: none"> <li>* フルオープンハウス (高温対策)</li> <li>* 自動灌水装置の利用</li> <li>* 共同選果の利用</li> <li>* 水稻の基幹作業は営農組織に委託</li> <li>* 雇用労働力の活用 (臨時雇用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>単棟ハウス</li> <li>動力噴霧機 1台</li> <li>灌水施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上</li> <li>* 青色申告の実施</li> <li>* 経営の体質強化のための自己資本の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 家族経営協定の締結</li> <li>* 休日制の導入</li> <li>* 給料制の導入</li> <li>* 労災保険等への加入</li> <li>* 労働環境の快適化のための農作業環境の改善</li> <li>* 農繁期の雇用の確保</li> </ul>
イチゴ	経営面積 田 25a イチゴ 25a	<ul style="list-style-type: none"> <li>* ベンチ育苗の導入</li> <li>* 共同作業 (定植、ビニル張り)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連棟ハウス</li> <li>暖房機 1台</li> <li>ハウス自動開閉装置</li> <li>予冷庫 1台</li> <li>育苗施設</li> <li>灌水施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上</li> <li>* 青色申告の実施</li> <li>* 経営の体質強化のための自己資本の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 家族経営協定の締結</li> <li>* 休日制の導入</li> <li>* 給料制の導入</li> <li>* 労災保険等への加入</li> <li>* 労働環境の快適化のための農作業環境の改善</li> <li>* 農繁期の雇用の確保</li> </ul>

トルコギキョウ	経営面積 田 60a トルコギキョウ ウ 60a	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 家族労働 2 名と雇用労働力の活用 (臨時雇用)</li> <li>* 共販 (関東出荷中心)</li> <li>* 圃場芽摘み実施</li> <li>* 種子冷蔵処理</li> <li>* RTF 苗技術導入</li> <li>* 電照技術導入</li> <li>* 燃油コスト削減管理</li> <li>* 除湿対策管理</li> <li>* 連作障害対策</li> <li>* 日持ち性向上対策</li> <li>品質管理認証の取得</li> </ul>	強化型ハウス 育苗ハウス (冷暖房装置含む) ハウス暖房機 1 台 ハウス循環扇 灌水施設 電照施設 冷蔵庫 トラクター 1 台 管理機 1 台 動力噴霧機 1 台	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上</li> <li>* 青色申告の実施</li> <li>* 経営の体質強化のための自己資本の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 家族経営協定の締結</li> <li>* 休日制の導入</li> <li>* 給料制の導入</li> <li>* 労災保険等への加入</li> <li>* 労働環境の快適化のための農作業環境の改善</li> <li>* 農繁期の雇用の確保</li> </ul>
経営類型	経営規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
宿根カスミソウ + 水稲	経営面積 田 210a 宿根カスミソウ 60a 延べ 120a 水稻 120a	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 家族労働 3 名と雇用労働力の活用 (臨時雇用)</li> <li>* 共販</li> <li>* 購入苗利用</li> <li>* 畦波板利用の簡易隔離ベットの利用</li> <li>* 耐暑性品種導入での作型拡大</li> <li>* 灌水 (点滴) 施設導入</li> <li>* 日持ち性向上対策</li> <li>品質管理認証の取得</li> <li>* 水稲の基幹作業は営農組織に委託</li> </ul>	単棟ハウス 電照施設 ハウス循環扇 隔離ベット 灌水施設 トラクター 1 台 管理機 1 台 動力噴霧機 1 台	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上</li> <li>* 青色申告の実施</li> <li>* 経営の体質強化のための自己資本の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 家族経営協定の締結</li> <li>* 休日制の導入</li> <li>* 給料制の導入</li> <li>* 労災保険等への加入</li> <li>* 労働環境の快適化のための農作業環境の改善</li> <li>* 農繁期の雇用の確保</li> </ul>

肉用牛繁殖	肉用牛繁殖 80頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 牛房群飼</li> <li>* 分娩間隔12.5ヶ月</li> <li>* 供用産次7産</li> <li>* ヘルパー利用による休日確保</li> <li>* 稲WCSコンタクトーの利用</li> <li>* 広域放牧利用</li> </ul>	<p>畜舎 1, 200 m<sup>2</sup> たい肥舎 291 m<sup>2</sup> ほ乳ロボット 分娩・発情監視装置 1セット 作業機械一式</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上</li> <li>* 青色申告の実施</li> <li>* 経営の体質強化のための自己資本の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 家族経営協定の締結</li> <li>* 休日制の導入</li> <li>* 給料制の導入</li> <li>* 労災保険等への加入</li> <li>* 労働環境の快適化のための農作業環境の改善</li> <li>* 農繁期の雇用の確保</li> </ul>
-------	--------------	--	--	--	---

## [法人経営]

経営類型	経営規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻(主 食用米+ 飼料用米 等) +麦 +大豆 (+受 託)	経営面積 田 3,200a 水稻 2,000a 麦 2,500a 大豆 1,200a	* 機械化一貫体系による大規模経営 * ほ場の汎用化と団地化 * 品種の組合せによる作業の分散 * 疎植及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入 * 雇用労働力の活用(常時雇用、臨時雇用)	田植機 6条2台 自脱型コンバイン 6条2台 麦・大豆播種機 2台 乗用管理ビークル 2台 動力噴霧機 2台 トラクター 3台 堆肥散布機 2台 大豆コンバイン 2台 機械倉庫、農舎 育苗ハウス 1, 500 m <sup>2</sup>	* 経営の自己分析能力の向上 * 青色申告の実施 * 経営の体质強化のための自己資本の充実	* 休日制の導入 * 労災保険等への加入 * 社会保険への加入 * 労働環境の快適化のための農作業環境の改善 * 雇用労働力の導入
にんじん +水稻	経営面積 畑 700a 田 700a 冬にんじん 700a 春にんじん 700a 水稻 700a	* 機械化一貫体系による作業の省力化 * ほ場の汎用化と団地化 * 疎植及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入 * 雇用労働力の活用(常雇用、臨時雇用) * 選果場整備	トラクター 1台 動力噴霧機 1台 播種機 1台 収穫機 1台 サブソイラー 1台 フロントローダー 1台	* 経営の自己分析能力の向上 * 青色申告の実施 * 経営の体质強化のための自己資本の充実	* 休日制の導入 * 労災保険等への加入 * 社会保険への加入 * 労働環境の快適化のための農作業環境の改善 * 雇用労働力の導入

酪農	酪農 200頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>* フリーバーン、搾乳ロボット導入による省力化</li> <li>* コントラクター利用による自給飼料生産</li> <li>* TMRセンターの発酵TMR利用</li> <li>* 分娩間隔 13.5ヶ月</li> <li>* 経産牛1頭当たり産乳量 10,400kg</li> <li>* 雇用労働力の活用(常時雇用)</li> </ul>	<p>[資本設備]</p> <p>ミルキングパーラー 250 m<sup>2</sup></p> <p>搾乳ロボット 2基</p> <p>分娩・発情監視装置 1セット</p> <p>フリーバーン牛舎 3,000 m<sup>2</sup></p> <p>畜舎</p> <p>堆肥舎 2,800 m<sup>2</sup></p> <p>自給飼料生産機械 一式</p> <p>作業機械一式</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上</li> <li>* 青色申告の実施</li> <li>* 経営の体质強化のための自己資本の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 休日制の導入</li> <li>* 労災保険への加入</li> <li>* ヘルパー制度の活用による休日の確保</li> <li>* 労働環境の快適化のための農作業環境の改善</li> <li>* 雇用労働力の導入</li> </ul>
経営類型	経営規模	経営の特徴	主要資本設備	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛一貫	肉用牛一貫 繁殖 100頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 牛房群飼</li> <li>* 分娩間隔 12.5ヶ月</li> <li>* 供用産次 7産</li> <li>* 肥育期間 18ヶ月</li> <li>* 離乳 56日、去勢 4ヶ月</li> <li>* 稲WCS、稻わら収集コントラクター利用</li> <li>* 広域放牧利用</li> <li>* 雇用労働力の活用(常時雇用)</li> </ul>	<p>[資本設備]</p> <p>作業機械一式</p> <p>分娩・発情監視装置 1セット</p> <p>繁殖牛舎 800 m<sup>2</sup></p> <p>育成牛舎 124 m<sup>2</sup></p> <p>肥育牛舎 1,200 m<sup>2</sup></p> <p>堆肥舎 1,000 m<sup>2</sup></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上</li> <li>* 青色申告の実施</li> <li>* 経営の体质強化のための自己資本の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 休日制の導入</li> <li>* 労災保険への加入</li> <li>* ヘルパー制度の活用による休日の確保</li> <li>* 労働環境の快適化のための農作業環境の改善</li> <li>* 雇用労働力の導入</li> </ul>
肉用牛肥育	肉用牛肥育 300頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 稲WCS、稻わら収穫コントラクター利用</li> <li>* 肥育期間 18ヶ月</li> <li>* 枝肉重量 490kg (枝肉歩留 66%)</li> <li>* A4等級以上</li> <li>* 枝肉割合 60%以上</li> <li>* 雇用労働力の活用(常時雇用)</li> </ul>	<p>[資本設備]</p> <p>作業機械一式</p> <p>肥育牛舎 3,000 m<sup>2</sup></p> <p>堆肥舎 1,400 m<sup>2</sup></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上</li> <li>* 青色申告の実施</li> <li>* 経営の体质強化のための自己資本の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 休日制の導入</li> <li>* 労災保険への加入</li> <li>* ヘルパー制度の活用による休日の確保</li> <li>* 労働環境の快適化のための農作業環境の改善</li> <li>* 雇用労働力の導入</li> </ul>
養豚	母豚 養豚 300頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 一貫経営</li> <li>* 農場HACCP認証農場</li> <li>* 繁殖豚舎 (ストー</li> </ul>	<p>作業機械一式</p> <p>繁殖豚舎 1,600 m<sup>2</sup></p> <p>肥育豚舎 2,100 m<sup>2</sup></p> <p>堆肥舎 840 m<sup>2</sup></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 休日制の導入</li> <li>* 労災保険への加入</li> <li>* 臨時雇用従事</li> </ul>

		<p>ル、高床式)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 肥育豚舎 (スノコ式、スクレパー利用)</li> <li>* 1頭当たり出荷頭数 25頭</li> <li>* 系統豚利用</li> <li>* 供用年雌3年 (7産) 雄2年</li> <li>* 雇用労働力の利用 (常雇用)</li> </ul>	浄化処理施設 600 m <sup>3</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 青色申告の実施</li> <li>* 経営の体質強化のための自己資本の充実</li> </ul>	<p>者の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 労働環境の快適化のための農作業環境の改善</li> <li>* 雇用労働力の導入</li> </ul>
--	--	--	---------------------------	---	--

## 2. 協業経営体

[法人経営]

経営類型	経営規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 (主食用米、飼料用米等) + 麦 + 大豆 (+受託)	経営面積 田 4,800a 水稻 3,000a 麦 3,700a 大豆 1,800a	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 機械化一貫体系による作業の省力</li> <li>* 低コスト営農</li> <li>* 品種の組合せによる作期調整</li> <li>* 疎植及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入</li> <li>* 専任オペレーター体制</li> </ul>	<p>トラクター 2台 自脱型コンバイン4条 2台 田植機 (6条) 2台 大豆コンバイン1台 麦・大豆播種機 2台 乗用管理ビークル 2台 動力噴霧機 2台 堆肥散布機 2台 育苗ハウス 1,500 m<sup>2</sup></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 経営の体質強化のための自己資本の充実</li> <li>* 経営の自己分析能力の向上</li> <li>* 青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 休日制の導入</li> <li>* 労災保険等への加入</li> <li>* 社会保険への加入</li> <li>* 労働環境の快適化のための農作業環境の改善</li> <li>* 雇用労働力の導入</li> </ul>

[大規模法人経営 (広域農場) ]

経営類型	経営規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻(主食用米、飼料用米等) + 麦 + 大豆 (+受託)	経営面積 田 100ha 水稻 60ha 麦 78 ha 大豆 40 ha	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 品種の組み合わせによる作期分散</li> <li>* 大型機械化体系による作業の効率化</li> <li>* ブロックローテーションによる作業の効率化</li> <li>* 水稻の一部直播 (裏作が大麦作付の場合) や疏植栽培の組み合わせ</li> </ul>	<p>トラクター 4台 田植機 5台 乗用管理ビークル5台 コンバイン 4台 播種機 (育苗用) 2台 麦・大豆播種機 3台 堆肥散布機 3台 レーザーレベラー (装置一式) 育苗ハウス 2,000 m<sup>2</sup></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 経営の自己分析能力の向上</li> <li>* 青色申告の実施</li> <li>* 経営の体質強化のための自己資本の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 休日制の導入</li> <li>* 労災保険等への加入</li> <li>* 社会保険への加入</li> <li>* 労働環境の快適化のための農作業環境の改善</li> <li>* 雇用労働力の導入</li> </ul>

水稲(主食用米、飼料用米等) + 麦 + 大豆 (+受託) +高収益作物(たまねぎ)	経営面積 田 100ha 水稲 60ha 麦 85ha 大豆 40ha たまねぎ15ha	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 品種の組み合わせによる作期分散</li> <li>* 大型機械化体系による作業の効率化</li> <li>* ブロックローテーションによる作業の効率化</li> <li>* 水稲の一部直播(裏作が大麦作付の場合) や疎植栽培の組み合わせ</li> <li>* 経営力の強化に向けた経営の多角化(露地野菜) の導入</li> </ul>	トラクター 4台 田植機 5台 乗用管理ビークル5台 コンバイン4台 播種機(育苗用) 2台 麦・大豆播種機 3台 堆肥散布機 3台 レーザーレベラー(装置一式) 育苗ハウス 2,000m <sup>2</sup> 播種機 1台 移植機 2台 堀取機 1台 乾燥機 2台 低温庫 1台 ハーベスター 2台	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 経営の自己分析能力の向上</li> <li>* 青色申告の実施</li> <li>* 経営の体質強化のための自己資本の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 休日制の導入</li> <li>* 労災保険等への加入</li> <li>* 社会保険への加入</li> <li>* 労働環境の快適化のための農作業環境の改善</li> <li>* 雇用労働力の導入</li> </ul>

### 第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の6に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、大津町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、大津町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。なお、資本装備については新たに農業経営を営もうとする青年等が所有するのは困難なため、共有や借用、リース等で補えるものとする。

#### 農業経営の指標

営農類型	経営規模	生産方式	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 + 麦 + 大豆	経営面積 田 550 a 水稻 200 a 麦 350 a 大豆 350 a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械化一貫体系による作業の省力化</li> <li>・無人ヘリによる防除（委託）</li> <li>・耕畜連携（麦わら・堆肥交換）による土づくり</li> <li>・ほ場の汎用化と圃地化</li> <li>・疎植及び緩効性肥料施肥などの低成本技術の導入</li> <li>・自家労働力中心</li> <li>・大豆収穫は営農組織に委託</li> </ul>	トランクター 1台 自脱型コンバイン 4条 1台 田植機 4条 1台 トランク 1台 麦・大豆播種機 1台 動力噴霧機 1台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上</li> <li>* 青色申告の実施</li> <li>* 経営の体質強化のための自己資本の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 労働環境の快適化のための農作業環境の改善</li> <li>・労災等への加入</li> <li>* 農繁期の臨時雇用の確保</li> </ul>

かんしょ	経営面積 畠 140 a	・マルチ同時畝立て施肥	貯蔵庫 育苗ハウス	・簿記記帳等 の活用による	・労災等への加入
		・緑肥の鋤きこみ (ニューオーツ、 大麦)	トラクター 1台 畝立マルチャー 1 台	経営の自己分 析能力の向上	・労働環境 の快適化の
		・ウイルスフリー 苗	動力噴霧機 (ブーム スプレイヤーも検 討)	・青色申告の 実施	ための農作 業環境の改 善
		・青果用中心の推 進	つる切り機 1台	・経営の体質 強化のための	・農繁期の
		・貯蔵後、順次出 荷	収穫機 1台 洗浄機 1台 選別機 1台	自己資本の充 実	自己資本の充 実
営農類型	経営規模	生産方式	資本装備	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
しょうが	経営面積 田 15 a	・根茎腐敗病発生 防止のため土壤消 毒や排水対策、客 土、防除を徹底	トラクター 1台 動力噴霧機 1台 管理機 1台 貯蔵庫	・簿記記帳等 の活用による 経営の自己分 析能力の向上 ・青色申告の 実施 ・経営の体質 強化のための	・労災等への 加入 ・労働環境 の快適化の ための農作 業環境の改 善
		・貯蔵後、順次出 荷		自己資本の充 実	・農繁期の 自己資本の充 実

にんじん (冬・春) + 水稻	経営面積 畠 150 a	・ 春にんじんは、 マルチ栽培+トン ネル栽培	[資本装備] トラクター 1台 マルチャー 1台 掘り取り機 1台 洗浄機 1台 収穫機 1台 田植機 4条 1台 自脱型コンバイン4条1台 動力噴霧機 (ブームス プレイヤーも検討)	* 簿記記帳等 の活用による 経営の自己分 析能力の向上 * 青色申告の 実施 * 経営の体質 強化のための 自己資本の充 実	* 労働環境 の快適化の ための農作 業環境の改 善 ・労災等へ の加入 ・農繁期の 臨時雇用の 確保
	春にんじん 75a 水稻 75 a	・ 雇用労働力の活 用 (臨時雇用) * 春にんじんと水 稻、冬にんじんの 輪作体系			
アスパラ ガス	経営面積 田 18 a	・ 自動灌水装置の 利用	单棟ハウス 動力噴霧機 1台	・ 簿記記帳等 の活用による 経営の自己分 析能力の向上 * 青色申告の 実施 * 経営の体質 強化のための 自己資本の充 実	・ 労災等へ の加入 ・ 労働環境 の快適化の ための農作 業環境の改 善 ・ 農繁期の 臨時雇用の 確保
アスパラガス	アスパラガス 18 a	・ 共同選果の利用	灌水装置 管理機		
営農類型	経営規模	生産方式	資本装備	経営管理の	農業従事

				方法	の態様等
イチゴ	経営面積 田 15 a イチゴ 15 a	・ ベンチ育苗 ・ パック詰め作業	連棟ハウス トラクター 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設 予冷庫 育苗施設	・ 簿記記帳等 の活用による 経営の自己分 析能力の向上 ・ 青色申告の 実施 ・ 経営の体質 強化のための 自己資本の充 実	・ 労災等へ の加入 ・ 労働環境 の快適化の ための農作 業環境の改 善 ・ 農繁期の 臨時雇用の 確保
肉用牛 繁殖	繁殖牛 21 頭	・ 牛房群飼 ・ 分娩間隔12.5ヶ月 ・ 供用産次7産	群飼運動スタンション 畜舎 150 m <sup>2</sup> (施設パック ドック利用) 堆肥舎 58 m <sup>2</sup>	* 簿記記帳等 の活用による 経営の自己分 析能力の向上 * 青色申告の 実施 * 経営の体質 強化のための 自己資本の充 実	* 労働環境 の快適化の ための農作 業環境の改 善 ・ 労災等へ の加入 * 農繁期の 臨時雇用の 確保

## 第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町の特産品であるかんしょなどの農畜産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、熊本県県北広域本部農業普及・振興課、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、大津町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の開催等の支援を行う。

### 2 大津町が主体的に行う取組

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、熊本県県北広域本部農業普及・振興課や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談への対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行えるよう、熊本県、農業委員会、農業協同組合等の関係団体が連携して必要に応じ、新規就農者向け会議を開催し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないよう就農相談員は必要な配慮をするとともに、地域農業を担う者として当該者を育成する時は、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### 3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本町は、熊本県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行なながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 県農業会議、県農地中間管理機構、大津町農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の態勢づくり、コミュニティづくりを行う。

### 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本町は、関係協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及びくまもと農業経営継承支援センター等へ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者情報を積極的に把握するよう努め、本町の区域内において後継者がいない場合は、熊本県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、大津町農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

## 第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

- 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備考
面積のシェア：80% なお、面的集積の目標については、農地中間管理事業を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるように努める。	

### 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

#### (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

大津町の南部平野では、水稻・麦・大豆を主体とする土地利用型農業を展開し、生産組織で農作業については受委託が行われており、農業経営の継承に合わせて農地集積も進んでいる。

また、北部の畠地帯では、青果用のかんしょ・にんじんを中心とした露地野菜を主体とする農業で認定農業者等の担い手が存在しているが、近年の燃料高騰や農業従事者の高齢化の労働力不足が目立ちはじめており、農地及び農業用施設のスマート農業等の農作業受委託の導入を図る必要がある。

また、大津町の農業粗生産額の5割を占める畜産では、一部の畜産農家が後継者不足で廃業している一方で、後継者がいるかまたは法人化している畜産農家では規模拡大が進んでいる。

#### (2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

大津町では、今後10年で更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受け能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

また、小規模兼業農家が多い地区や中山間地域では、将来の農地の引き受け手となる担い手がいないため、このまま推移すれば農地の荒廃化が進み、地域の環境悪化を招くことから、集落単位で将来に向けた話し合いを行い地域全体で農地を保全・活用する方法を検討するなど、集落ぐるみの営農活動の構築が必要である。

### （3）農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関・団体との連携等

大津町の農地利用のビジョン実現を図るため、町内をいくつかの区域に分け、計画的に集落内の話し合いによる合意形成を促すとともに、農地中間管理事業を活用して、担い手への農地集積を推進する。

また、地域の実情に応じて、国・県の各種補助金を積極的に活用し、基盤整備事業を含む農地流動化施策を実施する。

このため、関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、町関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、及び大津町農業振興推進会議（大津町担い手育成総合支援協議会）等による連携体制を整備する。

### （4）その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整や基盤整備等を行い、大津町、農業委員会、農地中間管理機構、土地改良区等の関係機関・団体が一体となって農用地の利用調整に取組み、分散錯闇の状態を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図る。加えて、中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、新規就農の促進に加えて、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体による農用地の有効利用等を図る。

## 第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

大津町は、熊本県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、大津町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

大津町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
  - ② 利用権設定等促進事業
  - ③ 農地中間管理事業等の実施を促進する事業
  - ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
  - ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
  - ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
  - ⑦ 施設型農業の育成に関する事業
  - ⑧ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
  - ⑨ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
- これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 中山間地域の北部地区においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。

イ 平坦部の南部地区においては、特に大型生産組織を中心に農地中間管理事業を重点的に推進する。また担い手不足の下で更に増加していくだろう遊休農地の解消に努める。

以下、各個別事業ごとに述べる。

## 1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

### (1) 法第18条第1項の協議の場の設置の方法に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域毎に、当該区域における基幹作物である甘藷及び土地利用型作物等の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、大津町の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、大津町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、熊本県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。なお、協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農政課及び大津町農業委員会事務局に設置する。

### (2) 法第19条第1項に規定する地域計画の区域に基準に関する事項

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な土地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

### (3) その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

本町は、地域計画の策定に当たって、熊本県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を必要に応じて実施する。

## 2 利用権設定等促進事業に関する事項

### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧法」という。法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。）を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア. 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壯年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員を言う。）がいるものとする。

- (才) 所有権の移転を受ける場合は、上記の（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ. 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- ウ. 農業用施設用地〈開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。〉として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、法第 7 条に規定する特例事業及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構、法第 4 条第 3 項に規定する農地中間管理事業を行う独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、農地中間管理機構、又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に關し定めるところによる。
- ④ 農地所有適格法人以外の法人等が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号イからチに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。

## (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

## (3) 開発を伴う場合の措置

- ① 大津町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適當な土地についての利用権の設定を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地中間管理機構を除く。）から旧法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。改正令和4年4月1日付け3経営第3217号。以下「旧基本要綱」という。以下「旧法」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 大津町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
  - ア. 当該開発事業の実施が確実であること。
  - イ. 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得ることであること。
  - ウ. 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得ることであること。

## (4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 大津町は、（5）の申出その他の状況から農用地の農業用の利用の集積を図るため必要があると認めるとときは、遅滞なく、農用地利用集積計画を定める。
- ② 大津町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

## (5) 要請及び申出

- ① 大津町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、大津町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請する事ができる。
- ② 大津町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるとときは、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。

- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②、③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより設定等された利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

#### (6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 大津町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 大津町は、(5)の②、③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区等からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、大津町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 大津町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

#### (7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名及び名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が農地所有適格法人以外の法人等である場合には、次に掲げる事項
  - ア 貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸借を解除する旨の条件
  - イ その者が、貸借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について、毎年、

## 農業委員会に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- (イ) 原状回復の費用の負担者
- (ウ) 原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
- (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑥ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

## （8）同意

大津町は、農用地利用集積計画の案を作成した時は、（7）の②に規定する土地ごとに（7）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について越える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

## （9）公告

大津町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（5）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容の内（7）の①から⑥までに掲げる事項を大津町の掲示板への掲示により公告する。

## （10）公告の効果

大津町が（9）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

## （11）利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

## （12）紛争の処理

大津町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払い等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

## （13）農用地利用集積計画の取消し等

① 大津町の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（9）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 大津町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の認定に係る部分を取り消すものとする。
- ア (9) の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の認定を受けた農地所有適格法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
- イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 大津町は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を大津町の公報に記載することその他所定の手段により公告する。
- ④ 大津町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

### 3 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

大津町は、大津町の全域又は一部を区域として農地中間管理事業を行う農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地中間管理事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地中間管理事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地中間管理事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。

### 4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

#### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

大津町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

#### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

なお、水田地域において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地がある場合など、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあたっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとする。

#### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2) に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置の推進とする。

#### (4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
  - イ. 農用地利用改善事業の実施区域
  - ウ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
  - エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
  - オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
  - カ. その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

#### (5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)参考様式第 6-1 号の認定申請書を大津町に提出して、農用地利用規程について大津町の認定を受けることができる。
- ② 大津町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。
  - ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合すること。
  - イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
  - ウ. (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資すること。
  - エ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 大津町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を大津町の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

#### (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人になることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和 55 年政令第 219 号)第 11 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 大津町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア. ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規定」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

## (7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の利用者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

## (8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 大津町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 大津町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、熊本県県北広域本部農業普及・振興課、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、大津町農業振興推進会議(大津町担い手育成総合

支援協議会)との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

## 5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

### (1) 農作業の受委託の促進

大津町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア. 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ. 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ. 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ. 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ. 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ. 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

### (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

### (3) 農業委員会、農地中間管理機構による農作業の委託のあっせん、農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業体による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

## 6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

大津町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

なお、研修等を通じて得られた人材については、法第12条の農業経営改善計画の認定制度を積極的に活用することとし、その際、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者はもちろん、新たに農業経営を開始する場合で、その意欲・能力から将来経営発展が見込まれる者に対しても、制度の周知を図り、農業経営改善計画の作成に関する適切な助言・支援を行うこととする。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

## 7 施設型農業の育成に関する事項

大津町は、大規模畜産経営を志向する農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは今後認定を受けようとする農業者等を対象に省力型飼養管理施設の整備や省力機械の導入を進めるとともに、糞尿処理施設の設置、飼料生産のための共同利用組織の育成に努め、農業委員会、農業協同組合の担当職員等で構成する指導チームによる経営体育成のための重点的指導を実施する。

大津町は、施設園芸を志向する上記農業者等に対し、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化、就業条件の改善に向けた上記指導チームによる指導を行う。

## 8 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

### (1) 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

- ① 大津町は、県下一円を区域として特例事業を行う「(公財) 熊本県農業公社」との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。
- ② 大津町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力をを行うものとする。

### (2) 農業経営基盤の強化を促進するために必要な他の関連施策との連携

大津町は、1から7に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア. 大津町は、農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、カントリーエレベーター、野菜集出荷施設等の農業近代化施設を十分に利用し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ. 大津町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、土地利用型作物を通じる望ましい経営の育成を図ることとする。地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、団地化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

ウ. 大津町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

### (3) 推進体制等

#### ① 事業推進体制等

大津町は、大津町の職員、農業委員会、熊本県北広域本部農業普及・振興課等の職員、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体等その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤

強化の促進方策について検討するとともに、今度10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

## ② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、大津町農業振興推進会議（大津町担い手育成総合支援協議会）のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、大津町は、このような協力の推進に配慮する。

# 9 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6（2）に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

## （1）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

### ア 受入環境の整備

熊本県北広域本部、農業協同組合等と連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。さらに、大津町の農業の担い手となるための農業に対する知識や理解を深めさせるため、新たに農業経営を営もうとする青年等に対して国の補助事業や青年等就農資金等の利用を勧め、農業開始前後の研修を一年ないし二年間は行うよう推奨する。

### イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設け、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

## （2）新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

### ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

大津町や熊本県立農業大学校、熊本県北広域本部農業普及・振興課、農業委員会、農業協同組合等と連携・協力して、就農前後のフォローアップの状況等の情報を共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

### イ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### ウ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために大津町認定農業者協議会への参加を促すとともに、大津町認定農業者との交流の機会を設ける。また、農業協同組合や熊本県北広域本部とともに連携して、出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

#### エ 経営力の向上に向けた支援

熊本県県北広域本部による地域直売ネットワークへの加入の仲介及び当該ネットワークの交流の促進、農業協同組合が運営する直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

#### (3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については大津町、技術や経営ノウハウについての習得については熊本県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては熊本県県北広域本部、農業協同組合、大津町認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

## 第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附 則

1. この基本構想は、平成12年3月1日から施行する。

### 附 則

1. この規定は、公布の日から施行し、平成14年12月4日から適用する。

### 附 則

1. この規定は、公布の日から施行し、平成18年8月30日から適用する。

### 附 則

1. この規定は、公布の日から施行し、平成22年6月11日から適用する。

### 附 則

1. この規定は、公布の日から施行し、平成23年9月16日から適用する。

### 附 則

1. この規定は、公布の日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

### 附 則

1. この規定は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

### 附 則

1. この規定は、公布の日から施行し、令和5年9月19日から適用する。

## 別紙1 (第6の2 (1) ⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）

農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人、が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……その土地を効率的に利用することができると認められること

(2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合をのぞく。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……その土地を効率的に利用することができると認められること。

(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第

1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……その土地を効率的に利用することができると認められること。

## 別紙2 (第6の2 (2) 関係)

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができます。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、農地法第23条第1項の規定により農業委員会が定めている小作料の標準額を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比較して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る賃貸の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払い等を履行するものとする。</p>	<p>1 用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないとときは、当事者の双方の申出に基づき大津町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

#### IV 所有权の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有权の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>出資を目的とする所有権移転の場合は、所有権の移転を受けた農業生産法人の取締役又は理事は所用の手続きを経て設立又は変更の登記を行うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに對価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>